

広聴特別委員会

日 時 令和2年8月25日（火）
午後1時30分
場 所 第2委員会室

付議事項

- 1 モニター意見について
- 2 市議会に関する説明会について
- 3 議会報告会について
- 4 その他

令和2年3月19日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニターからの意見 ＜市議会への要望、市議会議員の責任・権限と役割について＞</p> <p>1. 山陽小野田市の現状</p> <p>議会報告会には最初から毎議会とも参加しています。議会報告も役立ちますが議員の多くが参加した市民と真摯に懇談する様は、他市ではほとんど見られない前進面だと認識しています。</p> <p>一方、市議会議員の役割は住民の代表として市政全般に関するチェック機能を果たすこと、市民の様々な要望を聞き、考え市政に反映させ、安心して暮らし住み続けられる、まちを作り守ることだと思います。</p> <p>この基本的な概念、一般市民では出来ない重要な役割と権限・責任を考える時、現在の山陽小野田市の市長を始めとする職員・執行部の姿勢や政策に一義的な責任はあるとはいえ、それをチェックし改善させるべき市議会も、ほとんど問題視せず長年にわたり追認し続けてきたことを反省し、役割を果たせていないこと、執行部と全く同じ結果責任があることを再確認し自覚して頂きたいと思います。</p> <p>先日、市立理科大の工事に関する公文書改ざん等の不祥事が発覚し事件になりました。それ以前には収賄疑惑もありましたが、うやむやになりました。度々の設計ミスもありました。実態は分かりませんが、さもありなん、山陽小野田市はここまで来たかの感さえあります。</p> <p>不祥事を起こしたのは一部の職員でしょうが、市役所全体の意識が住民本位、住民の命と生活に関わる極めて重要な仕事をしている誇り、責任と自覚が無いように思われます。</p> <p>個々の職員の中には考えておられる方も実践したいと思われている方もありますが、それを実現する雰囲気職場に無く、展望をなくし時間の経過に流されている様に見えます。</p> <p>2. 地方卸売市場問題の原因と責任</p> <p>その典型的な例の一つが卸売市場の問題です。</p> <p>長期間にわたる市場運営に関する不正常な問題は、数年前から一部市議による追及で問題点は明らかになって来ましたが、しかし、執行部はその後も何らの改善措置も行わず、健全な市場運営どころか多くの生産者、業者の利益を損ない刻々と赤字状態を続けています。</p> <p>市議会の動きも追及は極めて弱く、産業建設常任委員会への市民からの度重なる要望や訴えにも「執行部の</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>議会は執行部と同じく結果責任があることを再認識して、今後の業務を進めていきます。</p> <p>中央青果が破産した以降も、破産に至る経緯やその間の疑義に対し、参考人招致を含め、委員会を開催し、調査を継続していま</p>

困難な立場」を擁護・静観しているのかと疑わせる程、事態が動きませんでした。

最近、委託先の「中央青果株式会社」に関わる監査報告や議事録の隠ぺいや改ざん等が一段と明らかになり、3月議会の常任委員会の論議も活発化はして来ました。

しかし、責任は「中央青果株式会社」だけでなく地方卸売市場を担当して来た代々の農林水産課長が事態を知り、関わっていないければ予算措置等を行えず、経済部長、副市長、市長の責任は極めて重大です。また、このような異常事態が継続しているのに3月議会でも抜本的な改善策は示されず、議会も追及しきれていません。抜本的な改善を強く求めます。

3. 市民の立場からの緊急要望、課題

① 住民の命と暮らしを守るため、公平・民主的な適材適所の人事異動

人事権は執行部にしかありませんが、日常活動、議会活動の中で職員を鍛え、市役所の気風を変え、住民のために生き生きと働く職員育成に努めてください。

② 山、水、川、海など自然環境を守り歴史と文化を大切にし、安全・安心のまちを作り残してください。

③ 食糧は田圃や畑、山や海から、農林漁業を大切に作るまちを作ってください。

④ その為には家族農業の継続が必要です。「過疎地」をデマンド交通や低額乗車券などの交通政策、税制・補助金等で住み続けられるように守ってください。

⑤ 車だけでなく、草刈り機もチェンソーも電気（充電器）の時代です。バイオマス発電や福祉・介護事業など働く場の確保、若者が定住できるまちを作ってください。

⑥ 新幹線厚狭駅の充実（利便性確保、利用促進）及び、乗客のいないバスの赤字補てんへの1億円以上の市税負担を改め、市内一律、乗換自由の低額1日乗車券などを実施して高齢者や児童・学生の足を確保する。都市機能・文化水準の向上、健康増進を図る。国の制度改善を含め地方からの抜本的改善要求が急務です。

⑦ その他、市民の皆さんには色々の要求や提言があると思います。自然発生的な市民活動だけでなく行政のまちづくりの一環として、幾つかのテーマで学習や協議する場があればと念願しています。

す。

今後もこの問題に取り組んでいきます。

職員の人事異動については、直接議会が干渉することはできませんが、職員の適正配置に向け、提言を重ねてきました。これからも推し進めてまいります。

若者定住を含め、安全安心なまちづくりや地域活性化のため、委員会審査等の場を活用し、推進してまいります。

令和2年3月19日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議運における笹木委員長の問題について</p> <p>第18回議会運営委員会の付議事項のペーパー6（いわゆる次第）には「陳情書について」との記載がある。杉本議員については11月に提出された「要望書」と、私の提出した「陳情書」の二つがある。この日の委員会では次第をみて分かるように「陳情書」が取り上げられていた。</p> <p>しかし「陳情書」についてだけでなく「要望書」についても本人に意見陳述を求めるべきではないかとの意見が伊場議員からでた。極めて常識的な意見である。</p> <p>笹木委員長は「流れからすれば当然のこと」との発言であったが、本来から考えれば昨年11月の「要望書」と今年2月1日の「陳情書」と、提出された時期を見れば、どちらを先に取り上げるかは小学生でも判断できることではないかと考えます。</p> <p>笹木委員長はビデオを見る限りでは、慌てたように取り繕い「両方します」との発言。委員会の議題は「陳情書」についてとあり、「要望書について」との記載はない。</p> <p>他の委員からフォローが入り「これから決めること」と九死に一生を得たがモニターは見ています。委員長は市民の「要望書」については失念していたのか。それとも付議事項のペーパー作成時に事務局が間違えたのか。明確にしていきたい。</p> <p>もしも失念していたとするならば、そのような無責任で市民をないがしろにする者に委員長の職を任せて良いのか。</p> <p>議運については全会一致の原則から各会派の色が明確に判断できるもので、その会派を代表して議運に居られるメンバー個人はこれまでの笹木委員長の数々の不手際についてどのように考えているのかその考えを聞かせていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>事務局と事前に打合せをして、委員会に臨むようにします。</p> <p>委員会の中で付議事項の記載漏れに気が付き、要望書も審査しました。今後は、事務局との打合せを一層密にし、委員会に臨むようにします。</p>

令和2年3月23日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>3月23日の議会運営委員会について 杉本議員参考人招致による意見陳述の冒頭で笹木委員長は「時間の関係で入ります」との発言がありました。委員会以上に大事なことがあったのだと思いますが、何があったのでしょうか、明確に答えていただきたい。議会開会中に委員会以上に大事なことが市民として理解できません。</p> <p>3月23日の議会運営委員会について② 委員会中に12時のお昼を迎えたため、全員協議会終了まで暫時休憩することになりました。その際の笹木委員長の発言は、全協が「消化した後に」再開するとの発言でした。 一般社会ではプロ野球などで優勝チームが決まってしまっていて、いくら頑張ってもどうしようもない試合という意味で「消化試合」という言葉が悪い意味で使われます。 議会においては特殊な意味があるのでしょうか。それとも笹木委員長にとって全員協議会はどうでもよい会議ということでしょうか。もしくは「小野田中央青果破産申し立て」はどうでもよい興味の無いことということでしょうか。その真意を明確に教えて下さい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 大事な時間を有効に使って委員会審査を行うとの思いからの発言です。 「消化」とは「完全に一つの案件を片付けて、処理すべき事項を残らず終わらせた後に」という一般的な意味合いで使用したものです。</p>

令和2年3月25日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>3月25日開催の議会運営委員会の笹木委員長の委員会運営について 委員会途中で笹木委員長が事務局の方に向かって「何も書いちゃー無いわーね」との発言がありました。その後暫時休憩。</p> <p>以前のモニター意見で笹木委員長には運営方法が分からないのであれば事務局に進行を作成してもらうことが良いのではと進言しましたが、そのようにされているのでしょうか。</p> <p>それはそれで結構ですが、委員会は表舞台であり、その委員会を司るのは事務局ではなく笹木委員長であると考えます。この公の委員会の進行中に事務局との打ち合わせ不足を露呈させる「何も書いちゃー無いわーね」との発言。委員長主導ではない委員会運営を表すもので、市民に議会の能力不足を認めてしまうことになるのではないかと危惧しております。</p> <p>また誤解であるとしても問題と考えますが、誤解であるならば明確な説明をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>正副委員長は事務局と打合せをより一層密に行い、会議に臨むようにします。</p>

令和2年4月20日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>4月20日開催の議会運営委員会における笹木委員長の委員会運営について</p> <p>1. 6月議会での一般質問については「自粛要請」ということが主流の意見ようですが、これはどのようになつたら要請が解除されるのでしょうか。</p> <p>コロナ終息には1～2年掛かるのではないかととも言われているときに再開のめどが立たないのは解りますが、そのことが全く議論されないことは議会運営委員会としての体を為していないと考えますが議会の考えを教えてください。</p> <p>2. コロナ対策特別委員会の予算の取り扱いについて、一般会計のいち分科会との方向でしたが、全くもって緊張感が無いと感じます。何が決定されたかも大切ですが、スピーディーに議会として決定されることが求められており、そのためにコロナ特別委員会委員は各常任委員会から指名されており、「その時になって考えよう」で果たして良いのでしょうか？</p> <p>手続論ではなく国の発令した「緊急事態」を現実的に受け止めることが出来ていないと感じるがいかがでしょうか、議会としての考えを教えてください。</p> <p>3. 上記2点やこれまでの指摘を見れば明らかで、笹木議員には委員長の任に非ずと考えます。ご本人は4月15日の議運において「不慣れ」という言葉を何度も発言されていましたが、不慣れなために議会が停滞し、議論が行われないなど、議会運営委員長という職責はそんな甘い職責ではないと考えます。</p> <p>委員会として委員長を罷免すべきと考えるがいかがでしょうか。</p> <p>上記3点について、明確なご回答ご教授をお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>コロナの状況は、刻一刻と変化するので、その時々で議論していきます。</p> <p>コロナ関連予算の取扱手法は様々な手法がある中、本市は新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を早期に立ち上げ、スピーディーに、かつ緊張感を持って対応してきました。今後もの確な方法を選び、対応していきます。</p> <p>委員としてきちんと指摘・修正し、委員会として軌道修正できるようにしていきます。</p>

令和2年4月23日付

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p data-bbox="255 336 857 368">< 3月議会最終日の緊急質問に関連して ></p> <ol data-bbox="163 379 1731 1316" style="list-style-type: none"><li data-bbox="163 379 1731 496">1. 3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議の裁決の結果「緊急性がない」との理由で否決となりました。この緊急質問の提起から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思います。<li data-bbox="163 552 1731 627">2. 山陽小野田市議会会議規則第62条（緊急質問等）第1項では、第61条に規定される一般質問の手続（文書通告等）によらず、議会の同意を得て質問ができる規定になっています。<li data-bbox="163 683 1731 927">3. つまり緊急質問は、基本的には本会議で動議として提起され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加されることとなります。しかし、25日の緊急質問者は事前に文書通告を行い、本会議前に議会運営委員会が開催され、議事日程に追加するかどうか議論されました。そのときの議論は「緊急性があるかどうか」を基本にしたもので、「緊急性がある」との理由で議事日程に追加されたのです。本来、動議により議事日程に追加される手続が、なぜ議会運営委員会で「緊急性がある」と決定されなければ議事日程に追加されなかったのでしょうか？<li data-bbox="163 983 1731 1185">4. 手続的には本会議で緊急質問の動議が出され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加され、議長は直ちに議会運営委員会を開催し、議会運営委員会では質問者から質問の趣旨や緊急性の有無の説明を受けて協議し、議会運営委員会が「緊急性がある」と認めたら、議会運営委員長の報告の中で全議員に報告をして、了承されれば、緊急質問が行えることとなります。（本会議場で全議員に「緊急性があるかどうか」賛否を問う必要はない）<li data-bbox="163 1241 1731 1316">5. 第一、議会運営委員会が「緊急性がある」と議事日程に追加したのに、本会議ではその議会運営委員会の決定が覆される結果となりました。 <p data-bbox="190 1329 1731 1399">議会運営委員会では全会一致で「緊急性がある」と認められたのに、本会議では、なぜその議会運営委員会のメンバーさえ緊急質問に反対をしたのか理解に苦しみます。議会運営委員会は「議事日程に追加しただけ」</p>	<p data-bbox="1765 379 2078 627">貴重なご意見ありがとうございます。 今後も、議会運営委員会で議論を重ねていき、本市議会としてのルールを定めます。</p>

というかもしれませんが、本会議の動議で議事日程追加が可能なわけだから、そのような理屈は通りません。

以上、緊急質問の手續に関して若干の疑問がありましたので、今回の一連の手續が、今後の先例とならないように議論をお願いするものです。

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 331 763 368">議会に関する説明会の開催について</p> <p data-bbox="159 419 1729 496">私は市議会に興味があり、今回市議会モニターに応募し、初めて、1年間モニターとして活動することになりました。</p> <p data-bbox="152 504 1733 671">7月2日には委嘱状交付式があり、その中でモニターとしての職務の簡単な説明の後、「意見交換会」が開かれましたが、私には「意見」を言うには基本知識がなく、プレッシャーを感じました。市議会のことを知っている人にとっては当然分かることなのかもしれませんが、私も含め、新たに就任した方々の中には議会の「いろは」も分からない人が多いのではないのでしょうか。</p> <p data-bbox="152 679 1729 756">そこで提案です。9月定例会が始まる前に説明会を開催し、希望者に議会の基本的なことを理解する機会を設けて頂ければ、大変参考になると思います。</p> <p data-bbox="188 807 927 1187">具体的には、 そもそも、議会はどこにあるのか 会議の年間日程 事前申し込み、身分証明書がなくて、傍聴出来るか 定常的に取り上げられる議題（例：予算） 最近の注目・重要議題 委員会にはどんなものがあるか 通常取り上げられる案件 最近の注目・重要案件</p> <p data-bbox="159 1238 1729 1362">希望者には、できるだけ参加していただけるように、数日に分けて開催されることを希望します。一方で、こちら側の負担を小さくするために、説明側は、最小限で良いと考えます。その代わりに、即答できない質問に関しては、「後日回答」で良いと思います。そうすることで、開催回数が増やせると考えます。</p>	

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 336 860 368">初めての意見交換会について、その他意見</p> <p data-bbox="159 424 1731 496">7月2日(木)の18時00分から市役所の大会議室で「市議会モニター委嘱状交付式・意見交換会が開催されました。</p> <p data-bbox="159 507 1731 579">委嘱状交付式において小野泰山陽小野田市議会議長より委嘱状を賜り、市議会モニターとしての役割を改めて実感し、考えさせられました。</p> <p data-bbox="159 590 1731 662">自己紹介の時にも申し上げましたが、山陽小野田市の政を、どのような展望をもって運営されているのか興味があり、モニターに応募させていただきました。</p> <p data-bbox="159 673 1731 882">初めてのことで何も理解していないので、説明を求めましたところ、翌日には早々に市議会の仕組みやホームページについての御説明が事務局より送られてまいりました。そこで早速ホームページを見させていただきました。市議会の皆様が意見交換・質疑応答などをされて、議論を尽くされていることを知りました。ホームページを拝見するまでは、皆様方には失礼ですが、ちょんちょんと手打ちに近いような運営がされているように考えておりました。</p> <p data-bbox="159 893 1731 965">そのような訳で意見交換会では礼を欠いた物言いとなりましたので、意見交換会終了後にお詫びをさせていただきました。</p> <p data-bbox="192 976 1606 1008">また、皆様方が真摯に市政に取り組まれておられることを知り、市議会に対する信頼が増しました。</p> <p data-bbox="159 1019 1731 1091">2日の意見交換会の時点では、上記のことを存知しておらず、翌日になり皆様方に対する非礼な物言いをより深く反省している次第です。</p> <p data-bbox="192 1150 1160 1182">前振りが長くなりましたが、本題の意見を述べさせていただきます。</p> <p data-bbox="159 1241 1731 1313">①意見交換会でも申しましたが、ここ何年も開催されていないとお聞きした「政策討論会」を早々に再開していただきたいと願います。</p> <p data-bbox="159 1369 1711 1401">②議事録は必要と考えますが事務局に作成時間がないのであれば、録音でも宜しいのではないのでしょうか。</p>	

書面にしても録音にしても、紛失したといったことが発生しないように、何箇所かに分散して保管してはいかがでしょうか。

市役所内での会合であれば、どのような会議であれ記録を残しておくべきではないでしょうか。公の会合の記録がないのは問題があると思いますので、このようなことを徹底して習慣付ければ、大切な会議の議事録を作成していないとか、紛失したとかいう問題も無くなるのではないのでしょうか。

3日の日にホームページの過去の議事録を拝見して、その中で『議事録を作成していなかった』とか言って、肝心の裏付けの入手ができないという信じられない事態に至っていました。『聞かなかった』、『記憶にない』等々、このような事が許されるのでしょうか。これこそが市政に対して疑念を持たれる原因ではないのでしょうか。

③最近、他県他市で金銭絡みの事案が発生していますが、このような事案が我が山陽小野田市において発生しないように、市議会の皆様方には襟を正して奮闘努力をしていただきたいと思います。そのために私も市議会モニターとして頑張りたいと思っています。

市民・山陽小野田市・市議会・営利法人である企業等の結び付きは、公明正大でなければなりません。しかし巷では真偽の程は定かではありませんが、どこからか怪しい噂話が耳に入ってきます。これが現実のものとならないように身を引き締めて市政に携わっていただきたいし、私たち市民、または企業等も不法な行為を持ち掛けないように、己の行動を律しなければならぬと思っています。

④ホームページで令和2年3月5日の、山口東京理科大学調査特別委員会での「職員の処分について」を拝見させていただきました。この委員会での質疑応答を読ませていただきまして感じたことは、経験豊かな職員の方が自分一人の判断で、決裁用資料等に不適切な事務処理を行うとは到底信じられない話だと思いました。上層部の責任逃れ体質が見て取れるだけならばまだしも、上層部及び外部からの威圧的な力を感じ取れるような感触を得ました。

同じ市職員が聞き取り調査をしても、職員の方は素直に正直には話せないと感じました。また、この議事録の中で芳司総務部長が県警に告発すると申されていましたが、私も真実を知るためにも そのようにすべきだと考えています。このままでは処分された職員の方は全ての責任を負うことになり、大変に不名誉な事だと思います。市から離れて第三者である県警の取り調べにより、内外部からの威圧的なものがあつたかどうかを証明できれば、そして、それが職員の方への同情に値すると思われるのであれば、その時は嘆願書の提出をして、職員の方に手を差し伸べれば良いのではないかと思います。間違っても真実が解明される

前の嘆願書の提出は、真実を公にせず隠蔽してしまうので気を付けなければならないと考えます。職員の方は全ての罪を一人で背負うことになるので、真実が明かされる前の嘆願書の提出は間違っていると考えます。この件は虚偽公文書を作成し、既にあった公用文書を毀棄したということで処分されたのでありますが、この事に関して公になったので処分をして、もし公になっていなければ処分はなかったのではと、このように私は懐疑心を抱いています。こんなことを申しております私は、名誉棄損か侮辱罪で訴えられるかもしれませんねっ。とにかく「蜥蜴(とかげ)の尻尾切り」みたいなことだけは絶対に止めてほしいと願っており、またこのような事はあってはならないことです。

この④については市議会モニターとは直接関係のない案件かもしれませんが、市議会ホームページの委員会記録に記載されており、気になりましたので御意見させていただきました。

この意見は、今回委嘱された市議会モニターとしての意見として、適しているのかは私には判断できませんでしたが、書かせていただきました。

⑤一部のモニターさんから『委嘱状を授与されて、私たちは本日より新しいモニターとなったのであるから、過去の事より、これからの事を考えれば宜しい』というような意見がありました。しかし、先々の事を考えるのであれば、過去の失敗事例や成功事例を学ばなければ、望ましい方向性は得られないと考えています。

※【市議会のホームページより過去の議事録等は閲覧できるようになっています。従って資料集めのために事務局の手を煩わす必要はないと考えられます。】

⑥市議会議員の方と市議会モニターの方の着席する席を決められて、会議前に配布される次第に席配置図を添付していただければ、目の悪い私には有り難いです。しかし、事務局の手を煩わすこととなりますが、ご一考いただければ幸いです。【発言者の方のお名前が見えないので、どなたが発言されたのかが分からない。】

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 336 680 368">議会モニターからの意見（1）</p> <p data-bbox="192 424 730 456"><議会モニター意見交換会について></p> <p data-bbox="163 467 860 499">1. 公開は「議長が必要と認めれば」いいのでは</p> <p data-bbox="192 510 1727 584">7月2日新議会モニターの意見交換会が開かれました。意見交換の中で委員長は「意見交換会は非公開で議事録も作らない」と言われました。</p> <p data-bbox="192 595 1727 716">しかし、山陽小野田市議会基本条例第5条では「議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします」とし、第25条では「議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため」として議事録等の公開事項を列記し、本会議や委員会記録の他、第9項に「その他議長が必要と認めたもの」をあげています。</p> <p data-bbox="174 727 965 759">(1)「会議公開」と「議事録公開」は同じものですか？</p> <p data-bbox="221 770 1727 971">議会基本条例第5条は「本会議のほか委員会等」を原則公開としています。つまり秘密会を除いて議会の公的な会議は全て公開が原則ということです。第25条は「市民への情報提供等を図る」として議事録等の公開項目を列記しています。これは議会事務局の体制や能力のほか、市民への議会情報の公開サービスを限定的にしたものといえます。だから「議事録等の公開」が限定的であるからといって「会議の非公開」とはなりません。</p> <p data-bbox="221 983 1727 1184">また、山陽小野田市情報公開条例第2条では議会も実施機関として情報公開請求の対象とされ、第2項では公開請求の公文書とは「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録」とされています。つまり議事録等の公開は日常的な議会の行政サービスとして公開項目を列記し、限定的に市民に提供することは条件や環境により一定の限度はあるものの、市情報公開条例による公開請求の対象であることも明確であります。</p> <p data-bbox="174 1195 696 1227">(2) 非公開は委員会の決定ですか？</p> <p data-bbox="221 1238 1727 1359">意見交換会の中でも「過去の意見交換会等の議事録を読んで問題点を知りたい」との意見が出されましたが、残念ながら過去の議事録は作成されていません。委嘱状交付式と意見交換会という議会の公式行事を非公開とすることは、事前に広聴委員会の中で決定がされていたのでしょうか。</p> <p data-bbox="250 1370 1384 1402">また、委員長の一存で「議事録は作成しない」ことが決められるのでしょうか。</p>	

(3) 意見交換会の冒頭に「非公開」の確認作業が必要ではないですか？

意見交換会を「非公開」とするのは、①参加した市民が萎縮して意見が出しにくくなるため。②参加した市民全員の合意が得られていないため。の2点が理由として挙げられています。しかし出席した市民は皆さん堂々と発言されているのに、逆に議員の方が「萎縮」して誰からも意見が出されなかったように見えました。少なくとも意見交換会の冒頭に、委員長が出席者に対して「非公開にしたい」「議事録も作成しない」ことを諮って、公開・非公開や議事録作成の是非を決めるのが筋ではありませんか。

<意見交換会の運営について>

2. 委員長が受け答えするだけでは「意見交換会」になりません

2年前の意見交換会では、各委員からも様々な意見が出され意見交換が行われました。しかし今回は全て委員長が答弁し「私の発言に異論があれば他の委員から意見が出されるでしょう」と言われました。こんな意見交換会はありません。11名の委員会で意見を言っているのは委員長だけで、他の議員からは一言の意見も聞かれませんでした。これでは何のための意見交換会か分かりません。新しくモニターになられた市民は議会のルールが不案内だけでなく、議会や議員に対してそれなりの思いや質問があり、親しく意見の交換をしたいとの思いで出席されていたのに、こんな運営は改善がされる必要があるのではありませんか。

<主催者として新型コロナ対策はどうされたのでしょうか>

3. 主催者の自覚があるのですか？

(1) なぜ事前のチェックをしないのですか？

意見交換会は自粛ではなく正式の委嘱状交付式・意見交換会として開催されました。冒頭に委員長から「新型コロナ感染防止」のため時間短縮の報告がありました。しかし「新型コロナ感染防止」を言うのなら少なくとも、参加者に対して事前の検温等のチェック位は必要ではありませんか。

今後、市議会が主催して行う「議会カフェ」等の様々な行事を行う場合も「新型コロナ対策」は避けて通れない問題だと思います。

(2) 「傍聴の自粛」の張り紙だけで良いのですか？

本会議場や委員会室のドアに「傍聴の自粛」を要請する張り紙がされています。それでも傍聴したいという市民を強制的に止めることはできませんが、その場合に傍聴する市民に対する必要最低限のチェックができる用意が有るのでしょうか。少なくとも「消毒薬」「マスク」「体温測定用のサーモグラフィ」等は用意が必要ではありませんか。